

2019年度自治体キャラバン行動・要望書(回答)

介護保険・高齢者施策等について

- ① 一般会計繰入によって介護保険料を引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。

【総務課】

第7期計画における保険料について、基金の活用により保険料の抑制を図っているところです。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

【総務課】

国制度による公的保険については、国が責任を持つべきであると考えております。また、低所得者に過度な負担とならないようにされるべきであると考えており、財源措置を含め、要望をしているところです。また、減免制度の拡充について、調査研究を進めるとともに納付機会の拡充を図るなど、納付しやすい環境整備に努めてまいります。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担者」「2割負担者」の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【総務課】

独自の軽減措置の実施を検討するならば、実態調査は必須であると考えますが、そもそも国の社会保障制度である公的保険については、国が責任を持って財源措置すべきであると考えており、低所得者の利用料軽減についても、サービスの利用が制限されることのないよう国負担で措置を講ずるよう引き続き国や府に要望してまいります。

- ④ 総合事業について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【事業課】

サービス利用にあたっては、適切なケアマネジメントにより、従来相当サービス含めた総合事業のサービスにつなげています。総合事業のサービスのみを希望する方については、チェックリストの判定により、事業対象者と認定されることで迅速にサービス利用につなげることが可能になり、事業について十分に説明を行い、本人の同意を得たうえで実施しており、認定申請の抑制は行っていません。また、今後も適正な対応に努めてまいります。

ロ、介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【事業課】

訪問型・通所型サービスの単価については、その内容や基準に応じて設定しており、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは従来と同様の単価区分を設けています。

⑤ 生活援助ケアプラン届出問題について

イ、国に対し、一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出を撤回するよう働きかけること

【事業課】

本広域連合では、適正な事業の実施を図るため、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランを提出していただき検証しております。

ロ、届出は、回数制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

【事業課】

利用者の様々な事情を勘案し、回数だけで判断することがないように関係機関等と連携し、利用者の自立支援に資するサービス提供に努めております。

⑥ 保険者機能強化推進交付金について

イ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みをつくらないこと。

【事業課】

地域包括ケアシステムの強化に向け、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進が求められており、自立支援型地域ケア会議はリハビリテーション職等、多様な専門職による専門的知見の基づく助言を得ることで、ケアマネジャーがアセスメントの視野を広げ、高齢者の自立支援に資する計画を立てることをサポートするものであり、利用者の同意を得たうえで、立案された計画を実施します。ケアマネジメントの統制ではなく、利用者の背景等も含めた個々の課題分析を行うことでケアマネジメント支援に努めます。

ロ、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【事業課】

評価指標は、第6期介護保険事業計画の実績に基づき、国や大阪府の方針を踏まえ、地域包括ケアシステムを充実するための体制整備や介護予防事業の推進について指標として盛り込んでおり、給付抑制目標は盛り込んでおりません。利用者が適切なアセスメントに基づいた介護サービスが受けられるよう、地域ケア会議や研修会等によりケアマネジャーのスキルアップを図ってまいります。

- ⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【総務課】

高齢者の熱中症については、体力面において大事に至るケースもあり、予防に向けた取り組みの重要性については認識しております。しかしながら、本要望の内容については、各市における高齢者福祉施策に位置付けられるものと解しており、各市において取り組みを図るべき事項であると考えております。

- ⑧ 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【事業課】

特別養護老人ホームの施設整備については、第6期計画に基づき平成29年度に門真市域において80床を整備いたしました。第7期計画においても令和2年度に30床を整備する予定です。

- ⑨ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。

国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【事業課】

増大する介護保険ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の人材確保と処遇改善を図ることは、喫緊かつ重要な課題であると認識しております。その中で、給与水準の上昇も含めた処遇改善につきまして、基本的には介護保険制度において対応すべきと考えており、介護報酬改定における介護職員処遇改善加算の拡充など、国の取組が進められていることから、独自で制度を創設する考えはございません。